

# 実質収支に関する調書

実質収支に関する調書

29年度

(表示単位未満切捨てにより作成しているため、計算値と一致しない場合がある。)

一般会計

(単位 千円)

区 分	金 額	
1. 歳 入 総 額	52,916,042	
2. 歳 出 総 額	50,927,077	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	1,988,964	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	5,006
	(2) 繰越明許費繰越額	24,010
	(3) 事故繰越し繰越額	162
	計	29,180
5. 実 質 収 支 額	1,959,784	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

国民健康保険特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額	
1. 歳 入 総 額	22,170,866	
2. 歳 出 総 額	20,917,391	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	1,253,475	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額	1,253,475	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額	1,026,105	

下水道事業特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		3,669,255
2. 歳 出 総 額		3,618,890
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		50,364
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	282
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	282
5. 実 質 収 支 額		50,081
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

用地取得特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		144,479
2. 歳 出 総 額		2,690
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		141,788
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額		141,788
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

介護保険特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額
1. 歳 入 総 額	10,763,276
2. 歳 出 総 額	10,488,353
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	274,923
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
	(2) 繰越明許費繰越額
	(3) 事故繰越し繰越額
	計
5. 実 質 収 支 額	274,923
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額	

次木親野井特定土地区画整理事業特別会計

(単位 千円)

区 分	金 額	
1. 歳 入 総 額	247,003	
2. 歳 出 総 額	243,102	
3. 歳 入 歳 出 差 引 額	3,900	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	2,900
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	2,900
5. 実 質 収 支 額	1,000	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

後期高齢者医療特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		1,593,266
2. 歳 出 総 額		1,544,850
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		48,416
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額		48,416
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		